

2021年10月

東京大学アントレプレナープラザ 募集要項

東京大学産学協創推進本部

1. 東京大学産学協創推進本部における起業支援・スタートアップ支援

東京大学では本学の研究成果を広く社会に還元することを目指す起業家や企業に対して様々な支援を行うとともに、本学でイノベーション教育を受けた学生、大学院生や研究員の起業に対しても様々な支援を行っており、その一環として起業家やスタートアップ企業を対象としたインキュベーション施設を2004年から運営・管理しています。2007年6月より運営しております「東京大学アントレプレナープラザ」は、東京大学のイニシアチブに基づいて民間企業である㈱成信の建設・運営管理面での支援を受けて実現されたものです。

本施設は、本郷キャンパス内の産学連携プラザに隣接し、本学と関係の深いベンチャー企業が行う事業化活動のために最適な環境を提供する施設です。支援企業には本施設に入居していただき、立地条件を生かし、効率的な支援を行って参ります。

[「東京大学アントレプレナープラザ」居室概要]

- ・ 居室数：各フロア5室、計30室（各58㎡）。複数居室の利用も可能（ただし、応募の状況により利用居室数を制限させていただく場合があります）
- ・ 2階と3階の一部は原則としてオフィス利用想定のため、実験設備の設置は不可
- ・ 3階の一部と4階～7階は実験室としての利用も可能（ただし、入居者の費用負担により実験設備整備等が必要）
- ・ バイオサイエンス系の実験については、産学協創推進本部ライフサイエンス委員会での審査を受けること

※ 居室の詳細等は、別紙1「仕様一覧」をご覧ください。

[支援の内容]

- スタートアップのためのオフィスや実験室スペースの提供
- 施設内共用設備（共用会議室、ラウンジ等）の提供
- 事業化推進のための相談受付、経営アドバイス
- 法務、会計、税務、デザイン等の各種専門家の紹介
- 東京大学協創プラットフォーム開発（株）や、同社と連携する（株）東京大学エッジキャピタルをはじめとする投資家の紹介
- 投資家、業界関係者、業務提携見込先等とのネットワーキング機会の提供
- 支援先企業間でのネットワーキング機会の提供

- スタートアップに興味を持つ東京大学の教職員や学生との接点の提供
- 各種公的支援制度の紹介や情報提供

2. 東京大学アントレプレナープラザの利用条件

東京大学アントレプレナープラザの居室は、東京大学産学協創推進本部による審査委員会によって選考された支援対象企業のみ利用することが可能となります（下記4. 参照）。入居等の契約手続きについては本施設の貸主である㈱成信にお願いしています。

(1) 利用（契約）期間

利用期間は、事業の状況や施設の利用目的等を勘案して、1年、2年、3年いずれかの期間が審査委員会により決定されます。契約の更新はできませんが、契約期間終了前に再申請を頂き再度審査会での承認を受ければ、再契約することが可能です。再契約の回数に制限はありませんが、産学協創推進本部が運営・管理するインキュベーション施設を通算10年以上利用することはできません。

また、利用期間中に株式公開を行って上場企業になった場合や買収・合併・事業譲渡等により既存企業に事業が統合された場合には、原則として施設の利用は速やかに終了して頂きます。

(2) 賃料等（別紙2「建物賃貸に関するご案内」をご参照ください）

(3) その他

- 指定された居室について、専有利用が可能です。
- 専有居室における転貸は原則禁止します。
- 損害賠償責任保険（保険金額：5億円）、借家人賠償責任保険（保険金額：3千万円）へのご加入をお願いいたします。
- 使用に当たっては、消防法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令及び環境安全指針等の学内諸規程を遵守していただきます。
- その他、施設の利用に関しましては、産学協創推進本部（下記、7.）へお問い合わせください。

3. 東京大学アントレプレナープラザにおける支援対象企業

次に掲げる、本学の役員、教職員又は学生等が関与している法人を支援対象としています。支援を希望される企業の中から、下記4. に基づいて東京大学アントレプレナープラザにおける支援企業を選考いたします。

- ① 本学の役員、教職員、学生等が行った研究・教育成果の実用化、社会還元を主要な事業とする未上場法人であって、設立後10年以内のもの
- ② 本学の役員、教職員、学生（卒業間もない卒業生も含む）等が出資等によって設立に深く関与した未上場法人であって、設立後10年以内のもの
- ③ 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社又は同社と連携するベンチャーキャピタルが出資する未上場法人であって、設立後10年以内のもの

④ その他本学と密接な関係を有する設立10年以内の未上場法人

4. 東京大学アントレプレナープラザにおける支援企業の選考

(1) 募集期間

施設内に空室がある限り、継続的に募集を行います。空室状況については、産学協創推進本部（下記、7.）へお問い合わせください。ただし、インキュベーション施設という性格上、空室が残っている場合でも積極的に募集を行わない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 審査委員会

支援企業の選考は、別に設ける審査委員会にて行ないます。委員会は、産学協創推進本部長を審査委員長とし、産学協創推進本部のメンバーに加えて、東京大学協創プラットフォーム開発（株）や（株）東京大学エッジキャピタルのメンバー等で構成されます。

(3) 選考基準

選考に当たっては、下記の3つの観点を中心に、申請者や事業の基盤となる研究を行った本学教職員等の事業化への意思や経営能力、事業の社会的インパクト、公共性、大学との親和性などを勘案して総合的に判断します。

- 東京大学との関係性の強さ
- 事業の成長ポテンシャルの大きさ
- 大学からの支援の必要性・有用性

(4) 選考プロセス

選考は、下記（5）に示す申請書類一式の提出を頂き、面接審査会でのプレゼンテーションおよび質疑応答により行いますが、通常、申請書を提出して頂く前に応募資格の確認や支援スキーム説明のため産学協創推進本部メンバーとの面談をお願いしています。また、申請書の提出前後に提出書類の内容や事業状況の確認のため再度面談させて頂く場合もあります。選考には通常1.5～2か月程度の期間がかかりますので、インキュベーション施設の利用を希望される場合は、利用開始希望日の3か月程度前に産学協創推進本部（下記 7）にご相談されることをお勧めします。

なお、バイオサイエンス系の実験の行う場合には、事業に関わる審査とは別に、産学協創推進本部ライフサイエンス委員会での審査が必要になる場合があります。提出書類や審査プロセスは実験内容により異なりますので、具体的な手続きについては事業に関する審査の後、個別に対応させていただきます。

(5) 申請書類

選考のための提出書類は以下のとおりです。提出いただいた書類は返却されませんので、あらかじめご了承ください。

- 申請書（本学所定フォーム）
- 事業計画書（本学所定フォーム）
- 事業計画書 別紙（収支計画・財務計画：本学所定フォーム）
- 施設利用計画書（本学所定フォーム）
- 代表者経歴書及び役員経歴書（本学所定フォーム）
- 氏名、住所、所有株数（潜在株も含む）、所有株比率等を記載した株主名簿
- （法人の場合）登記簿謄本
- （法人の場合）定款
- （あれば）直近3期分の法人税申告書（税務署の受領印のあるもの）
- （あれば）直近3期分の決算書および勘定明細書
- （法人の場合）直近月の試算表
- （あれば）その他事業の概要が分かるパンフレット等の参考資料

ご提出いただいた情報は東京大学による事業化支援の対象企業選考および(株)成信との賃貸借契約の締結のために用いるものであり、申請者の同意がある場合を除いて対外公表することはありません（ただし、申請書類は審査委員である東京大学協創プラットフォーム開発（株）および（株）東京大学エッジキャピタルには開示されます）。

(6) 面接審査会

審査会は通常30分程度です。申請者から10～15分程度で下記の内容についてプレゼンテーションを行って頂き、15～20分程度の質疑応答を行います。

- 本学との関係について
- 事業の概要（特に、独創性、新規性、成長ポテンシャル）
- 施設利用期間中の取り組み内容と達成目標について

面接審査会の出席者は原則として申請代表者（会社の場合は代表取締役）にお願いしますが、役職員や関連する本学教職員等が同席したりプレゼンテーションを分担することを妨げるものではありません。プレゼンテーションにはパソコンからのスライド投影を利用することが可能です。面接審査会において別途資料等を配布する場合には、当日9部ご用意ください。プレゼンテーションには、(株)成信も陪席することがありますので、あらかじめご了承ください。

(7) 審査結果の通知

支援企業としての選定の可否は審査委員会の決定が下り次第、申請者へ通知いたします。ただし、バイオサイエンス系の実験を希望される企業につきましては、産学協創推進本部ライフサイエンス委員会での審査後に通知いたします。

(8) 入居手続き

選定された企業は東京大学との間で支援に関する契約、並びに貸主である㈱成信との間で入居に関する契約を締結して頂きます。原則として、契約内容や条件について㈱成信と打ち合わせを行っていただき、㈱成信と契約を締結し、保証金および賃料前払い分の入金の確認後に入居が可能となります。なお、審査委員会による決定の通知後、ご提出いただいた資料は㈱成信にも提示されます。

5. 事業化進捗状況の報告

支援企業には毎年度決算書類のご提出をお願いするとともに、定期的に（原則として3ヶ月に1回）事業の実施状況等を産学協創推進本部に報告していただきますが、適切な支援を実施するために事業の実施状況等について随時お尋ねする場合があります（事業に関する情報は、支援企業の同意がある場合を除いて外部に公表することはありません）。また、代表者や役員の変更、資金調達や資本構成の変化、事業状況の大きな変化があった際にはご報告ください。

なお、支援実績を把握するために、支援期間終了後も事業に関してお尋ねする場合がありますのでご協力の程、お願い致します。

6. 本件に関する問合せ先

支援に関するご相談や申請に関するご質問等は、下記へお問合せください。

東京大学産学協創推進本部

URL: <http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp>

住所：〒113-0033 文京区本郷 7-3-1 東京大学産学連携プラザ

E-mail : incubation@ducr.u-tokyo.ac.jp

以上